

入院のしおり



医療法人 社団豊永会

飯塚記念病院

〒820-0014

福岡県飯塚市鶴三緒 1452-2

TEL(0948)22-2316

FAX(0948)28-8109

URL <http://www.iizukakinen.jp/>

《入院の手続き・準備》

(1) 入院の手続き

入院当日に入院の手続きをお済ませ下さい。

その際に**保険証**等や患者様と保護者の方の**印鑑**が必要ですのでご持参下さい。

★生活保護受給者の方は、精神科用の入院要否意見書を持参して下さい。

- ソーシャルワーカー：精神保健福祉法の説明と手続き
- 事務：入院料の説明、入院誓約書
- 病棟：患者様やご家族から入院までの経過等の聴取

(2) 入院時に用意していただくもの

洗面用具：タオル・歯ブラシ・歯みがき粉・洗面器・石けん・
シャンプー等

衣 類：普段着・下着・寝まき等

そ の 他：上ばき（滑りにくいもの）・プラスチックのコップ・
洗剤（自分で洗濯される方）等

★衣類の洗濯は病棟のコインランドリー（有料）を利用する事ができます。

★持ち物には必ず名前の記入をお願いします。

★貴重品及び危険物は持ち込まないでください。病棟で危険物と考えられるものは以下の通りです。

【コード・ヒモ類・針金ハンガー・刃物類・漂白剤・柔軟剤・ナフタリンなど】

★詳しくは、病棟の看護師までお尋ね下さい。

《支払いや証明に関すること》

(1) 入院料の支払い

入院料その他の料金は月末に締めて翌月10日以降に請求書を発送いたします。
お振り込み、現金書留、総合受付の窓口のいずれかの方法で、20日までにお支払い下さい。尚、請求書の送付が必要でない方はお申し出下さい。領収書の再発行はしておりませんので紛失されないよう大切に保管して下さい。

(但し、どうしても医療費控除などで領収証が必要な方は「医療費受領証明」という形で発行いたしますが別途料金をいただきます)

窓口の受付時間 午前8時30分～午後5時

★上記の時間外及び土・日・祝日は経理の関係上おつりの準備が出来ませんのでご了承下さい。

(2) 保険証

毎月1回保険証等を確認いたしますので総合受付の窓口にご提示して下さい。

★**保険証を紛失された場合や変更された場合等は、速やかにご連絡ください。**

(保険証等を提出されない場合は全額自己負担となる場合があります。)

(3) 退院精算

退院当日にその日までの入院料を精算いたしますので、総合受付の窓口でお支払い下さい。

(4) 日用品費

入院患者様の日用品費は自己管理出来ますが、自己管理が難しい患者様については事務でお預りし、必要に応じて各病棟でお金を受け患者様本人にお渡しすることも出来ます。お預りしている日用品費の中から引き落としするものとして次のようなものがあります。

買物代(豊産業伝票で購入分)、洗濯代、リフレ代(コ-ルト ロッカ-)、病衣代

★平成22年11月より電気代の徴収は行っておりませんが、電気製品を持ち込みされる場合は、病棟にお尋ね下さい。

★退院時に残余金があれば返金致しますので**印鑑**をご持参下さい。

(5) 入院証明書・診断書

生命保険等の入院証明書や各診断書が必要な時は、主治医にご相談の上、総合受付の窓口にお申し出下さい。

《入院生活について》

(1) 面会

面会時間 午前10時～午後7時

★治療上医師の指示で面会を制限する場合があります。また、飲酒されている方の面会はお断りしています。

★病棟により多少異なる場合がありますので、病棟にご確認下さい。

(2) 売店（豊産業）

営業時間 月～金 午前8時40分～午後4時50分
土 午前8時40分～午前11時50分
(土曜日の午後及び日・祝日は休み)

(3) 電話・手紙

原則として制限されません。但し、病状によっては規制される事もあります。

また、院内での携帯電話の使用はご遠慮ください。

★直接患者様への電話のお取り次ぎはいたしておりません。ご用件は看護師が伝言いたしますのでご了承下さい。

★封書の中に異物があると判断した場合は、スタッフの前で開封していただきます。

(4) 外泊

主治医の許可及び、ご家族の了解が必要となります。

(5) 理髪・理容

院内には、理髪店はありません。病状が安定すれば、近くの理髪店をご利用できます。

外出が困難な方については、理容業者が病棟に月1回程度来院しています。

(6) 他科受診

他の病院へ受診が必要な場合は、原則としてご家族の方に付き添っていただいております。

《入院料について》

〔70歳未満の方〕

当院総合受付に「**限度額適用認定証**」を提示されると自己負担限度額の支払いですみます。

もしこの提示がない場合は、これまで通り入院料の自己負担（3割）を当院に一旦支払い、自己負担限度額を超えた分は高額療養費※の申請を行い、数ヶ月後に払い戻しを受けて下さい。（※は7ページを参照）

「限度額適用認定証」の申請方法

①それぞれの患者様が加入されている保険者に申請し交付を受けてください。

* 国民健康保険加入の方→お住まいの市町村役場

* 政府管掌保険加入の方→全国健康保険協会

* その他の保険加入の方→お勤め先の担当事業所

申請に必要なもの： 1. 保険証 2. 印鑑

* 加入する保険者によって取扱いが違う場合があります。詳しくは、保険者（市町村、社会保険事務所、事業所等）にご確認ください。

②限度額適用認定証が出来ましたら総合受付の窓口にご提示下さい。

提示された月から該当となります。

〔表1〕 70歳未満の方

| | 限度額認定証 の適用区分 | 3回目までの自己負担限度額 | 4回目以降 |
|---------------------------|-----------------|-----------------------------------|---------|
| 上位所得者 〔年間所得 600万以上〕 | A | 150,000円 + (医療費-500,000円) × 1% | 83,400円 |
| 一般 | B | 80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% | 44,400円 |
| 低所得者 〔住民税非課税〕 | C | 35,400円 | 24,600円 |

〔70～74 歳の方〕

70～74 歳の方は医療費の自己負担は 1 割（一定所得以上の方は 3 割）です。
 （法改正に伴い、平成 22 年 4 月からは 1 割が 2 割へ変更することが予定されています。）

〔65 歳以上で一定の障害を持つ方及び 75 歳以上〕

65 歳以上で一定の障害を持つ方及び 75 歳以上は「後期高齢者医療制度」の適用を受けます。

医療機関での自己負担割合は、これまで同様に、一般の方は 1 割、一定の所得の方は 3 割です。

[表 2] 70 歳以上の方

| | | 外来 (個人ごと) | 1 ヶ月当たりの自己負担限度額 |
|--|-------------------------|--------------|---|
| 一定以上所得者 (月収 28 万円以上又は 課税所得 145 万円以上) | | 44,400 円 | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % <44,400 円> |
| 一 般 | | 12,000 円 | 44,400 円 |
| 低所得者 (住民税 非課税) | Ⅱ | 8,000 円 | 24,600 円 |
| | Ⅰ (年金収入 80 万円以下等) | | 15,000 円 |

☆ < > 内の金額は、多数該当（過去 1 2 ヶ月に 3 回以上高額療養費又は高額医療費の支給を受け 4 回目以降の支給に該当）の場合。

医療費控除について

一年間に支払った医療費の自己負担額が、一定額を超えると、確定申告において所得税を減額または還付できる制度です。

* 健康保険に加入しており、課税世帯の方、またはその方と生計を同一にしている方が対象になります。（詳細は、住所地の税務署にお尋ね下さい。）

《食事代について》

入院時の食事代は自己負担となります。

食事代の減額手続きである「標準負担額限度額認定証」を当院総合受付に提示されると入院時に支払う食事療養費が下記の場合減額されます。

(対象者：前ページの表1・表2の低所得者の方)

〔70歳未満の方〕


| | | |
|------------------|------------------------------------|------|
| 上位所得者及び一般 | | 260円 |
| 低所得者 〔住民税非課税〕 | 90日までの入院 | 210円 |
| | 90日を超える入院(過去12ヶ月の入院日数) ※再認定した場合 | 160円 |

(1食あたりの負担額)

〔70歳以上の方〕

| | | |
|-------------------|------------------------------------|------|
| 一定以上所得者及び一般 | | 260円 |
| 低所得者Ⅱ 〔住民税非課税〕 | 90日までの入院 | 210円 |
| | 90日を超える入院(過去12ヶ月の入院日数) ※再認定した場合 | 160円 |
| 低所得者Ⅰ〔住民税非課税〕 | | 100円 |

(1食あたりの負担額)



退院される皆様へ

◇自立支援制度について

障がいのある方が外来通院する場合、その障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために医療費の支給を受けることができます。医療費の自己負担額は、10%に軽減され所得に応じて上限額が設定されます。

◇高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が本人の請求に基づいて各公共医療保険から払い戻される制度です。

◇デイケアについて

通院中の方を対象に、集団療法によるリハビリを行います。「利用者様の社会参加を応援する」ことを目的としています。

見学をご希望の方は、病棟看護師又は外来看護師へお申し込みください。

◇訪問看護について

ご自宅に担当看護師が定期的に訪問し、退院後の療養生活上の悩みや不安、日常生活等を、ご本人及びご家族の方へ援助等を行います。(プライバシーに配慮し、スタッフは私服で訪問しています。)